

# 芦屋市の景観

## 芦屋市景観形成基本計画／芦屋市景観計画

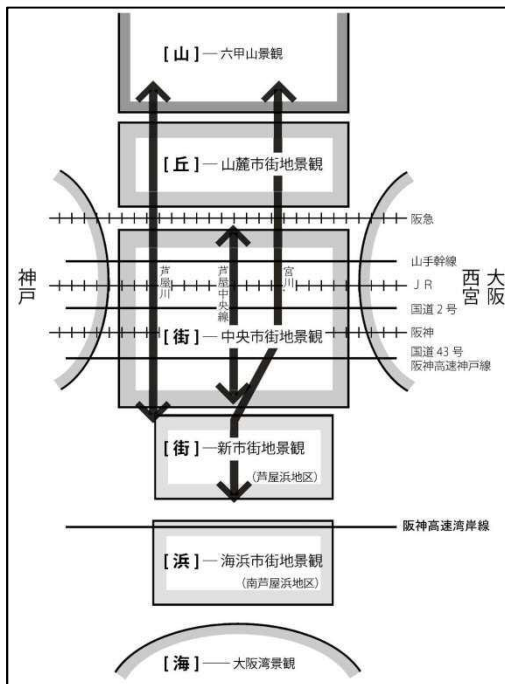
概要版



### 景観形成の基本理念

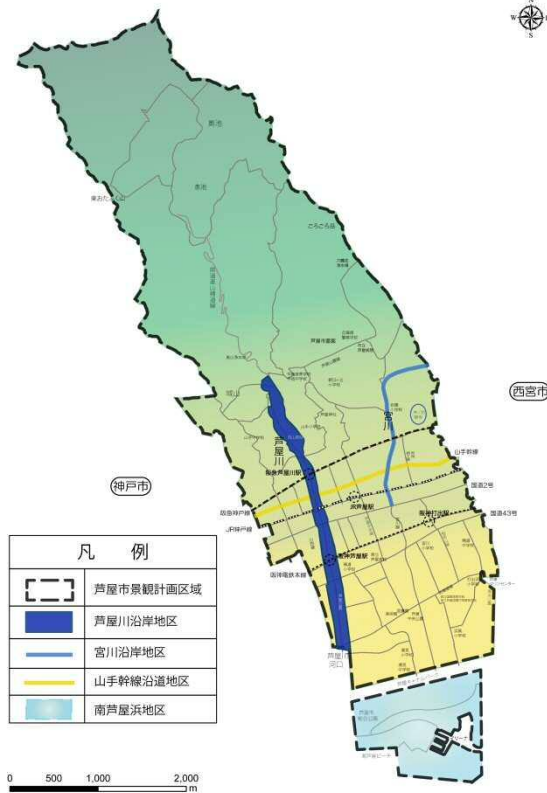
- まもる・・・自然景観や歴史的遺産とそれを取り巻く周辺環境をまもる
- つくる・・・各地区における多様性を重視しつつ美しい景観をつくる
- そだてる・・・一人ひとりがまちを美しくするよう努め美しい景観をそだてる

### 都市景観の構造



- [山]—六甲山景観  
市街地から眺められる六甲の山並み
- [丘]—山麓市街地景観  
石垣や緑が多い戸建住宅地
- [街]—中央市街地景観  
幹線道路や駅を中心に発展してきた地区  
の特性に合った景観
- [街]—新市街地景観  
芦屋浜における良好な住環境
- [浜]—海浜市街地景観  
新たな交流と活力を生み出す地域
- [海]—大阪湾景観  
総合公園など緑と一体となった海浜景観

## 景観計画区域



市域全域を景観計画区域とし、下記の地区を景観計画重点地区とする。

＜芦屋川沿岸地区＞  
芦屋川特別景観地区の範囲

＜宮川沿岸地区＞  
宮川及び宮川けやき通りの区域界から20mの範囲（国道2号以北）

＜山手幹線沿道地区＞  
山手幹線の道路区域界から20mの範囲

＜南芦屋浜地区＞  
陽光町・海洋町・南浜町・涼風町

## 地域別景観特性

市域を6種類15地域に分け、地域における景観の特性を理解する。

（1）低層住宅地域（落ち着いた緑豊かな住宅地景観）

- ・奥池住宅地域：奥池町、奥池南町の住宅地
- ・北部低層住宅地域：阪急神戸線以北の低層住宅地
- ・南部低層住宅地域：阪急神戸線以南の低層住宅地

（2）中低層住宅地域（多様な暮らしが折り合う住宅地景観）

- ・北部中低層住宅地域：JR線以北の中低層住宅地
- ・南部中低層住宅地域：JR線以南の中低層住宅地（芦屋浜等を除く）

（3）商業地域（生活を楽しむ賑わい景観）

- ・駅前商業地域：JR芦屋駅前周辺の店舗密集地、商店街など
- ・住商共存地域：駅前商業地域の周辺、大樹町、公光町など

（4）河川沿岸地域（緑と水辺が織りなす潤いのある景観）

- ・芦屋川沿岸地域：芦屋川に面した沿岸一帯
- ・宮川沿岸地域：宮川及び宮川線に面した沿岸一帯（国道2号以南は除く）

（5）幹線沿道地域（路線ごとに個性が異なる通り景観）

- ・山手幹線沿道地域：山手幹線沿道一帯
- ・国道2号沿道地域：国道2号沿道一帯
- ・鳴尾御影線沿道地域：鳴尾御影線沿道一帯
- ・国道43号沿道地域：国道43号沿道一帯

（6）海浜地域（新しいライフスタイルが生み出す都市景観）

- ・芦屋浜地域：新浜町、浜風町、若葉町、緑町、潮見町の区域
- ・南芦屋浜地域：陽光町、海洋町、南浜町、涼風町の区域

景観計画区域内における建築物の形態又は色彩その他意匠の制限

区域名称		緑化率	植栽基準	通り外観の緑化基準																		
都市景観条例に基づく大規模建築物	景観計画区域全域	一・二低専：30%	10㎡あたり6本 うち2本は高木（高さ3.5m以上） （幹周1m以上の既存木は2本算定） （高さ5m以上の木は2本算定） （道路沿いの高木は2本算定）	規定なし																		
	芦屋川沿岸地区	一・二中高，一・二住居：20%		芦屋川特別景観地区における通り外観の緑化基準のとおり																		
	山手幹線沿道地区	※角地の場合緩和あり （既存緑地は1.2倍で算定） （道路沿い3m以内は1.2倍で算定） （緑化ブロックは0.5倍で算定）		L ≥ A × 1/2（商業・近商は1/4） L：植栽の状況に応じて右表より算定 A：山手幹線・宮川線等に面する敷地の間口 ※緑化対象はAの境界より5m以内の範囲 ※塀を越えて1m以上可視できるもののみ対象 ※商業・近商では屋上緑化・壁面緑化をすることにより緩和あり。詳細については協議。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>植栽種別</th> <th>高さ（植栽時）</th> <th>L（緑化換算距離）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">中・高木</td> <td>1.5m～2m</td> <td>0.5m/本</td> </tr> <tr> <td>2m～3m</td> <td>1m/本</td> </tr> <tr> <td>3m～5m</td> <td>2m/本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生垣等</td> <td>5m以上</td> <td>4m/本</td> </tr> <tr> <td>0.9m～2m</td> <td>1/2 × 延長</td> </tr> <tr> <td>2m以上</td> <td>2/3 × 延長</td> </tr> </tbody> </table>	植栽種別	高さ（植栽時）	L（緑化換算距離）	中・高木	1.5m～2m	0.5m/本	2m～3m	1m/本	3m～5m	2m/本	生垣等	5m以上	4m/本	0.9m～2m	1/2 × 延長	2m以上	2/3 × 延長
	植栽種別	高さ（植栽時）		L（緑化換算距離）																		
	中・高木	1.5m～2m		0.5m/本																		
2m～3m		1m/本																				
3m～5m		2m/本																				
生垣等	5m以上	4m/本																				
	0.9m～2m	1/2 × 延長																				
2m以上	2/3 × 延長																					
宮川沿岸地区																						
南芦屋浜地区	20% ※角地の場合緩和あり （既存緑地は1.2倍で算定） （道路沿い3m以内は1.2倍で算定） （緑化ブロックは0.5倍で算定）	10㎡あたり6本 うち2本は高木（高さ3.5m以上） （幹周1m以上の既存木は2本算定） （高さ5m以上の木は2本算定） （道路沿いの高木は2本算定）	規定なし																			
その他建築物	芦屋川沿岸地区	規定なし	規定なし	芦屋川特別景観地区における通り外観の緑化基準のとおり																		
	南芦屋浜地区	20% ※角地の場合緩和あり （緑化ブロックは0.5倍で算定）	10㎡あたり6本 うち1本を高木（高さ3.5m以上）又は2本を中木（高さ1.5m以上）とする。	規定なし																		

景観重要建造物・樹木

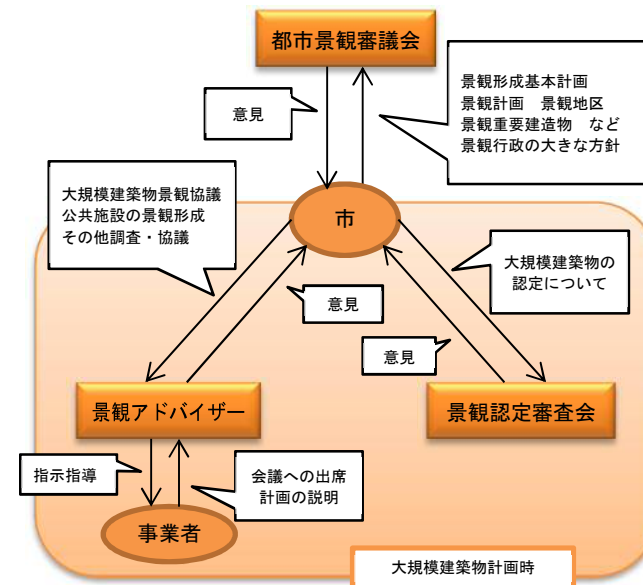
景観重要建造物  
指定の方針

- ・地域のランドマークとして住民に親しまれているもの
- ・歴史的又は文化的価値のあるもの
- ・優れたデザインを持ち市の財産として保存を図ることが適当なもの

景観重要樹木  
指定の方針

- ・樹形等が美しく地域住民に親しまれているもの
- ・まちかど等象徴性の高い場所で地域のシンボルとなっているもの
- ・樹齢が長く地域の景観を語るうえで欠かせないもの

独自の附属機関等



景観重要公共施設

景観形成において特に重要な役割を果たす公共施設として、  
**芦屋川**を景観重要公共施設に位置付ける。

- ・芦屋川は、芦屋の都市景観を代表する景観軸であり、今後とも親しみある水辺空間や堤防敷の緑を提供する。
- ・市民の憩いの場となる親水空間の創出、緑化など、質の高い河川空間の整備に努める。

